

8 生活困窮者支援の推進について

【厚生労働省】

長野県の状況

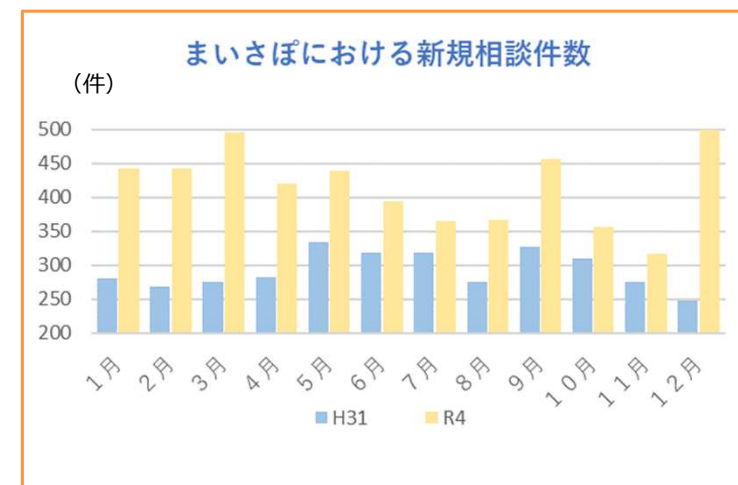
● 原油・物価高騰等の影響を受けやすい生活困窮者への支援の実施

- ・生活困窮者の課題は「生活費」「就労」「住居」についてが約8割を占め、自立に向けては、集中的な支援が必要
- ・「まいさぼ」への相談者数が高止まりし、相談員の疲弊感が増している。加えて、物価高騰等の影響により、個人事業主や若者など新たな相談者層が顕在化するとともに、相談者が抱える課題もより複雑で困難なものになっている
- ・生活保護制度においては、自動車の使用は限定されており、本県のような山間地域が多く公共交通機関の利用が著しく困難な地域では、日常生活の移動に制限が生じている

取組

○ 自立相談支援機関（まいさぼ）による支援

- ・県下26か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に困難を抱えた方に対する相談・就労支援を実施
- ・急増した相談に丁寧に対応するため、相談員を増員し支援体制を強化
⇒住居確保給付金等の支援制度につなぐとともに、就職活動に係る経費や特例貸付の償還金に対する補助など、県独自の支援により、早期自立を支援
- ・長野県社会福祉協議会内に「長野県フードサポートセンター」を設置し、物価高騰等の影響を受け生活にお困りの方に対し、生鮮食品を含めた多様な食品の安定的な提供を実施



○ 生活困窮者物価上昇特別対策事業補助金による生活者への支援

- ・電力、灯油、食料品等の価格高騰による家計負担を軽減するため、住民税（所得割）非課税世帯等を対象に1世帯当たり3万円を支給（R4.10）

課題

- 生活困窮者自立支援制度に基づく各事業には、国庫補助額に上限額が設定されており、補助率も低く、自治体の負担が大きい。そのため、**相談員の処遇改善や支援の充実が困難**
例・上限額は人口規模により算定。40万人～50万人未満では基準額が48,000千円だが、30万人～40万人未満の場合38,000千円に減少（R4.1.1時点 本県町村人口：411,973人）
・子どもの生活・学習支援事業では補助率1/2、就労準備支援事業は2/3 等
- 生活福祉資金特例貸付の借受者の自立に向けては、社会福祉協議会や自立支援相談機関が連携して**きめ細かな支援を継続的に**行うことが極めて重要であり、**支援機関の体制強化が必須**
- 本県のような山間地域が多く、公共交通機関の利用が著しく**困難な地域や降雪の多い地域に居住する生活保護受給者**については、**生きるための日々の暮らしに自動車が必要**
〔自動車の保有（使用）が認められる例外ケース〕
 - ・障がい者（児）、公共交通機関利用困難地区居住者の通勤、通院、通所、通学用
- また、自動車の保有が認められないことで、**生活保護の申請をためらう要因にもなっている**

生活保護申請者からの声

「自動車は買い物や畑作業に使用しており、日々の暮らしにおいては必需品。引退して家にいるようになってしまふことは考えられない」
「交通の便が悪く、腰痛もあり歩いての移動は困難。自動車がなければ生活できない」

提案・要望

1 生活困窮者の自立支援の促進と財源確保

自立相談支援事業に携わる職員**の処遇改善**や、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の充実を図るため、**各事業の国庫補助の上限額を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げる**こと

2 生活福祉資金特例貸付の借受者を支援する体制の強化

今後10年以上にわたる債権管理と借受人に対するフォローアップ支援が十分行えるよう、**社会福祉協議会や自立支援相談機関の人員体制の強化を維持するための十分な予算措置**を講じること

3 生活保護制度における公共交通機関の利用が著しく困難な地域の自動車使用の要件緩和

公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため、通勤、通院等に限らず、**買い物や各種サービス機関の利用等の日常生活についても、自動車使用を認める**こと